

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	14 件

岡山国民年金 事案 650 (事案 109 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

追納勧奨状が届いたのを契機として申立期間の国民年金保険料を追納したと申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

その後、当時の出金記録を示す銀行の預金通帳が見付かり、昭和 59 年 12 月に銀行の口座から 20 万円を引き出し、町役場で夫婦二人分の 59 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料と一緒に、57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料免除期間の保険料を納付したので、申立期間の国民年金保険料を追納したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、保険料を納付したとする時期の申立人の記憶が曖昧である等として、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定の後に、申立人から新たに提出された預金通帳には、申立人が国民年金保険料を追納したとする昭和 59 年 12 月 13 日において、申立期間の国民年金保険料とそれと一緒に納付したとする 59 年 4 月及び同年 5 月の保険料を納付することが可能な額の出金記録が記載されている上、納付済みとなっている 59 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料の納付日は 59 年 12 月 13 日であると確認でき、59 年 12 月に同年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料と併せて申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月1日、17年10月24日及び18年7月20日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係るA事業所における標準賞与額の記録を、16年12月1日については45万円に、17年10月24日及び18年7月20日については36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月1日
② 平成17年10月24日
③ 平成18年7月20日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間における賞与額に対する保険料控除に係る記録が無い。

保険料控除は保管している賞与支払明細書において確認できるため、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する賞与支払明細書から、申立人がA事業所に勤務し、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、平成16年12月1日については45万円、17年10月24日及び18年7月20日については36万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 11 日から 40 年 8 月 14 日まで
② 昭和 40 年 8 月 17 日から 43 年 10 月 21 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①の A 事業所に勤務していた期間及び申立期間②の B 事業所に勤務していた期間については脱退手当金が支給されていると回答があった。

脱退手当金という制度があること自体知らないし、脱退手当金を請求した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 年 2 か月後の昭和 45 年 12 月 11 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より前の 4 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が脱退手当金を請求する際に、6 回の被保険者期間のうち、4 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、変更されず旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は申立人の旧姓で請求されたことになるが、申立人は昭和 43 年 12 月 * 日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格の喪失日に係る記録を昭和58年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月31日から同年8月1日まで

昭和57年6月1日からB事業所に勤務した。58年4月1日にA事業所に異動となり、同年8月1日、B事業所に再度、異動となった。この間、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録に1日の空白が生じているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和58年8月1日にA事業所からB事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は社会保険事務所(当時)に対して納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和58年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月17日から同年5月17日まで

昭和42年3月にA事業所に就職し、平成15年11月まで継続して勤務していたにもかかわらず、46年5月に同事業所B支店からC支店に転勤した時に、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白期間が生じており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した社員カード、A事業所が提出した申立人の所属歴、D健康保険組合及び雇用保険の加入記録から、申立人がA事業所に継続して勤務し(昭和46年5月17日にA事業所B支店から同事業所C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和46年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和24年8月30日から同年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所本社における資格喪失日に係る記録を24年9月1日に訂正し、24年8月の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月30日から同年9月1日まで

昭和24年8月にA事業所本社からB支社に転勤となったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間に1か月間の空白が有ることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録、辞令書及び同僚の証言並びに同事業所の回答から、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和24年8月に、A事業所本社からB支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所本社における昭和24年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和31年3月1日）及び資格取得日（昭和31年6月1日）、申立期間②に係る資格喪失日（昭和32年3月5日）及び資格取得日（昭和32年5月1日）を取り消し、申立期間①及び②の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年3月1日から同年6月1日まで
② 昭和32年3月5日から同年5月1日まで

昭和28年にA事業所へ入社し、40年7月21日に退職するまで継続して同事業所C営業所に勤務した。昭和28年5月2日から40年7月21日までの在籍証明書も有り、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した在籍証明書、雇用保険の加入記録、同事業所の回答及び申立人の当時の同僚の証言から、申立期間①及び②において、申立人が同事業所に継続して勤務し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間①及び②前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る被保険者資格の得喪届を提出していないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の得喪届を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年3月から31年5月までの期間及び32年3月から32年4月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 4 月まで

私たち夫婦は、申立期間等について国民年金保険料の免除を受けていたが、役場の職員から保険料免除期間の保険料を追納するように言われ、これまで、役場から言われた金額を数回にわたって追納した。夫婦二人の名前が記載された申立期間に係る領収書を所持しており、一緒に納付した夫は追納した記録となっているのに、私の申立期間に係る追納記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の一部（昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで）については、申立人が所持する同期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す領収書（昭和 54 年 5 月 28 日付け）のあて名に夫婦の氏名が記載されていることを理由に、当該期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を追納したと主張しているが、この領収書に記載されている領収額は、同期間の一人分の国民年金保険料の額に一致することから、この領収書をもって申立人の国民年金保険料が追納されたとは推認できない上、当該領収書が交付された日に別の領収書が作成されたとも考え難い。

また、数回にわたる国民年金保険料を追納した領収書のほとんどを所持している申立人が上記の領収書以外に申立期間に係る領収書を所持していないことから、申立期間の保険料を別の機会に追納したとも考え難い。

さらに、残余の申立期間（昭和 47 年 4 月）の国民年金保険料については、特殊台帳に、いったん納付された保険料が昭和 57 年 8 月 1 日に還付された記録があるが、このことは、申立人の 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料が 57 年 5 月 11 日に追納されたところ、47 年 4 月分は追納可能な 10 年の期間を経過していたことにより納付できないことが判明したため還付されたことを示すものと推察され、この還付の事務処理に不適切な点は見当たらない。

なお、申立人の夫の昭和 47 年 4 月の国民年金保険料は納付済みとなっているが、この保険料は追納することが可能であった 54 年 5 月に納付されたものであり、申立人とその夫の納付記録に差異があることに不自然さはみられない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 652

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月まで

昭和 56 年に夫の転勤に伴い転居した以降、61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者になるまでの間、3 市に居住したが、いずれの市においても国民年金に任意加入し、保険料を納付した記憶があるので、申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において国民年金の任意加入の対象者であった申立人は、申立期間中の昭和 59 年 7 月に転居しており、同人が転居前の市に居住していた 59 年 3 月 6 日に国民年金の被保険者資格を喪失してから 61 年 4 月 1 日に転居後の市において国民年金の第 3 号被保険者になるまで、国民年金には加入していないものと記録されているところ、申立人が居住していたこれら二つの市において申立人の年金記録がいずれも誤って管理されているとは考え難い上、国民年金に加入していないものとして取り扱われていた申立人に対して申立期間の国民年金保険料に係る納付書は交付されなかったと推察される。

また、申立期間の国民年金保険料は納付書により納付する方式が採られていた上記の市において、納付書が交付されることなく市の窓口で納付していたとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び46年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和46年4月から57年3月まで

申立期間①については、区役所から届いた書類を持って、毎月、義姉と一緒に区役所に行き、当時同居していた兄夫婦と自分たち夫婦4人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間②については、昭和51年5月以前にあっては、自分の国民年金保険料のみを区役所で毎月納付し、51年6月以降にあっては、市役所で自分の国民年金保険料を納付し、妻は集金により納付していた。

申立期間①及び②は、上記のとおり、保険料を納付しているもので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人と申立人の元妻及び兄夫婦の4人は、いずれも申立期間の当時においては国民年金保険料が未納と記録されているところ、申立人の兄夫婦は、昭和36年4月から同年8月までの保険料を第1回目の特例納付により納付していることが確認でき、申立期間①に係る申立人、その元妻及び兄夫婦の4人分の国民年金保険料を納付していたとする申立内容は事実と相違するものと認められる。

また、申立期間①当時、申立人が居住していた区は、国民年金保険料を集金により収納するのが一般的であり、国民年金保険料の収納は3か月ごとであったと回答しており、毎月、区役所の窓口で国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である。

2 申立期間②のうち、昭和51年5月以前の期間については、申立人は、その居住地として主張する市とは別の市に居住していたことが戸籍の附票から確認でき、申立内容も4回変遷しているなど、申立人の記憶は曖昧であ

り、申立内容は信用性に乏しいものと考えられる。

- 3 申立期間②のうち、昭和 51 年 6 月以降の期間については、申立人の国民年金保険料は市役所で納付し、その妻の国民年金保険料は集金組織で納付していたとする申立人の主張は不自然である上、その妻の当該期間の保険料は未納又は保険料免除と記録されている。

また、申立人は、昭和 51 年 6 月に転居しているが、この転居に伴う行政側の申立人に係る年金記録の移管手続（国民年金被保険者名簿の転出の処理、同名簿の新規作成、特殊台帳の移管）がすべて 57 年 12 月に行われていることが確認でき、申立人が転居してからこの移管手続が完了するまでは、行政側において、申立人の所在は確認できず、申立人について国民年金保険料の納付書が作成されることはなかったと推認できる。

- 4 申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 8 日から 46 年 10 月 26 日まで
A事業所B支店長の薦めで、同支店に昭和 43 年 5 月 8 日から 46 年 10 月 26 日まで一般事務職員として勤務した。勤務時間は朝 8 時から夕方 5 時までであり、1 か月に 25 日ないし 26 日間勤務し、正社員だったと思うので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち、昭和 43 年 10 月 1 日から 45 年 1 月 7 日までの期間及び 45 年 7 月 1 日から 46 年 9 月 6 日までの期間、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所が保管する従業員の厚生年金保険の加入記録に申立期間において申立人の記録が無いことが確認できる。

また、申立てに係る事業所の社会保険事務の担当者及び複数の同僚は、同事業所の正社員になるには入社試験を受ける必要があったとしているところ、申立人は入社試験を受けた記憶は無いとしており、同事業所に 20 年間勤務していた同僚は、「A事業所B支店の事務の女性は全員臨時採用であった。」と証言していることから、申立人は、申立期間において、申立てに係る事業所の臨時職員であったものと推察され、申立てに係る事業所の経理事務の担当者は、「臨時職員の厚生年金保険の加入については、それぞれ希望を聞いて判断していた。」、また、別の社会保険事務の担当者は、「昭和 61 年ごろ、A事業所B支店等が同事業所C支店に統合された際に、臨時職員の身分の者で、厚生年金保険に加入させていない者から厚生年金保険の加入記録が無いという問い合わせが相次ぎ、この事実を認識していない従業員が多数いた。」と証言している。

さらに、申立人の当時の同僚に聴取しても、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の事実について証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立内容に係る事実

を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年4月1日まで
② 昭和27年8月18日から28年6月1日まで

昭和26年4月から28年5月までA事業所に勤務しており、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の申立人の同僚（複数）は、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは覚えているが、当該同僚からは申立人の勤務期間を特定できる証言を得ることはできなかった。

また、当該同僚のうち一人は、入社してすぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかったこと及び厚生年金保険に加入していない従業員が多数いたことを証言しており、申立てに係る事業所の事業主は、従業員全員までは厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立てに係る事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業所の所在が確認できず、申立期間当時の事業主も死亡しており、事業主の親族に照会しても、当時の関係資料は保存されておらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入の状況、保険料控除の事実は不明と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月31日から同年8月1日まで

A事業所に係る厚生年金被保険者資格の喪失日が平成7年7月31日となっているが、私は同事業所に同年同月末まで勤務していたので、被保険者資格の喪失日は同年8月1日となるはずである。これまで勤務したすべての事業所では月末まで勤務して退職しており、中途半端な日付けで退職したことはなかったので、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所において、平成6年11月1日に雇用保険の被保険者の資格を取得し、7年7月30日に離職していることが確認でき、この雇用保険の記録は厚生年金保険の加入記録と一致している上、申立人は、同年7月31日に同事業所における健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間当時の申立人の同僚（複数）からは、申立人の退職日や厚生年金保険料控除の事実についての証言が得られない上、申立てに係る事業所の事業主は死亡しており、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の事実について確認できない。

さらに、申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者14人（申立人を除く。）のうちの12人に係る被保険者資格の喪失日は月の初日となっており、申立てに係る事業所が月末に退職した者についてその前日を退職日として事実と異なる届出を行っていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立内容に係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 11 月から 27 年 10 月まで
昭和 23 年 11 月から 27 年 10 月まで A 事業所に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではない上、同事業所の所在地を管轄する法務局の商業登記（閉鎖登記簿を含む。）及び商工会議所の申立期間当時の企業名鑑からも、同事業所を確認できない。

また、申立てに係る事業所の名称に類似する事業所（B 事業所）が商業登記簿から確認でき、この事業所の代表者の氏名、所在地等は申立人の供述内容と一致することから、申立てに係る事業所は B 事業所である可能性が高いと推察されるが、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではない上、事業所は既に解散し、当時の事業主も死亡しており、厚生年金保険料控除の事実を確認できない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立内容に係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 618

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月ごろから 37 年 4 月ごろまで

申立期間については、A事業所に勤務しており、同事業所で勤務していた夫より 20 日ほど遅れて就職した。夫には厚生年金保険の加入記録があるのに、私の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する上司（2人）には、A事業所における厚生年金保険被保険者の記録が確認できることから、申立人は、勤務期間を特定することはできないものの、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の夫及び申立人の上司及び同僚の多くは既に死亡している上、聴取できた同僚（3人）は申立人のことを覚えていないと証言しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認できない。

また、申立てに係る事業所は全喪し、当時の取締役は死亡しており、厚生年金保険の加入の状況、保険料控除の事実について確認できない。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立内容に係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 621

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 55 年 4 月から A 事業所の B の店舗で C として勤務した。結婚のため、退職するに当たり、上司から「昭和 58 年 8 月末までは在籍としておきましょう。」と言われた記憶があるので、厚生年金保険の資格喪失日が同年 8 月 21 日になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の上司及び同僚は、「申立人は A 事業所の B の店舗に勤務していたが、いつまで在籍していたかは分からない。」と証言している上、A 事業所は既に解散し、同事業所の清算人も「当時の資料は保存しておらず、申立人の在籍期間及び厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答しており、申立人が主張する昭和 58 年 8 月末まで同事業所に勤務していたことを確認できる証言は得られない。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は昭和 58 年 8 月 21 日に被保険者資格を喪失し、同年 8 月 29 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が昭和 58 年 8 月 29 日に夫の健康保険の被扶養者になっていることが確認できる。

加えて、雇用保険の加入記録は厚生年金保険の加入記録と一致している上、申立人には雇用保険被保険者離職票が昭和 58 年 8 月 30 日に交付されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 1 日から 56 年 1 月 23 日まで
申立期間については、A事業所に勤務し、Bの業務に従事した。当時、給与の振込口座としていた金融機関の預金通帳における昭和 55 年 6 月 7 日から同年 12 月 6 日までの給与振込額と社会保険庁（当時）の標準報酬月額を比較すると、社会保険庁の記録が少額となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した預金通帳の写しから、A事業所における申立期間に係る給与の手取り額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている申立人の標準報酬月額よりも高いことが確認できるが、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額は確認できない。

また、申立期間当時の申立てに係る事業所の経理担当者は、「事業所が毎月の給料として振り込む支給総額には、標準報酬月額の算定の基礎とされない出張旅費も含まれており、また、給料は日給月給で支払っていたため、毎月の出勤日数により変動があった。」と証言している上、申立てに係る事業所の事業主は死亡しており、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる賃金台帳等の資料が保存されておらず、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額等について確認できない。

さらに、申立期間当時、申立人と同様の業務に従事していた同僚（複数）からは、厚生年金保険料の控除額に係る具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されていることもなく、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から49年2月1日まで

私は個人経営の事業所の事業主であったため、厚生年金保険に加入できなかったが、厚生年金保険制度が改正され、個人経営の事業所の事業主でも加入できるようになったとの通知を受けて、昭和46年4月に加入手続きをしたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険制度が改正され、個人経営の事業所の事業主でも加入できるようになったとの通知を受けて、昭和46年4月に申立人自身が加入申請し、加入が認められたと申し立てているが、これまで申立人が主張するような厚生年金保険の制度改正が行われたことはなく、個人経営の事業所の事業主である申立人は、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、社会保険事務局（当時）も、「個人経営の事業所の事業主は被保険者となれないため、個人経営の事業主に対して、厚生年金保険に加入できる旨の勧奨及び通知をしたとは考えられない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和33年から36年までのうちの2年間ぐらい
② 昭和36年から44年までのうちの2年間ぐらい
③ 昭和44年から47年10月までのうちの2年間ぐ
らい

申立期間①のうちの2年間ぐらい、A事業所にアルバイトとして勤務し、集金・勧誘等を行っていた。

また、申立期間②のうちの2年間ぐらい、B事業所にアルバイトとして勤務し、集金・勧誘等を行っていた。

さらに、申立期間③のうちの2年間ぐらい、臨時職員としてC事業所において地図の印刷・製本等を行っていた。昭和45年及び46年の正月に撮影した写真を見た記憶があり、少なくとも45年から46年にかけて在籍していたことは間違いないので、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が当時の業務内容を具体的に記憶していることから、申立人がA事業所に一定期間アルバイトとして勤務していたことは推測できるが、申立人の同僚（複数）は、「申立人のことを知らない。」と証言している上、同事業所も、「申立期間当時の資料等を保存しておらず、申立人に係る記録は見当たらない。」と回答しており、同事業所における勤務期間を特定することができない。

また、A事業所は、「パート・アルバイトについては、厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」と証言しており、パートの従業員等については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、D健康保険組合は、「申立人の記録は確認できない。」と回答している。

2 申立期間②については、申立人が当時の業務内容を具体的に記憶していることから、申立人がB事業所に一定期間アルバイトとして勤務していた

ことは推測できるが、申立人の同僚（複数）は、「申立人のことを知らない。」と証言している上、同事業所も、「申立期間当時の資料等を保存しておらず、申立人に係る記録は見当たらない。」と回答しており、同事業所における勤務期間を特定することができない。

また、B事業所は、「パート・アルバイトについては、厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」と証言しており、パートの従業員等については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、E健康保険組合（現F健康保険組合）は、「申立人の記録は確認できない。」と回答している。

- 3 申立期間③については、申立人が当時の業務内容を具体的に記憶していることから、申立人がC事業所に一定期間臨時職員として勤務していたことは推測できるが、同事業所は、「申立人に係る人事関係の資料等も無く申立人の雇用関係については不明である。」と証言している上、申立人が記憶する同僚等に連絡が取れず、申立人が勤務していたことについて証言を得ることができず、同事業所における勤務期間を特定することができない。

また、申立人は、申立期間③において、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 4 申立人は、申立期間①、②及び③について、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶がない上、申立期間①、②及び③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。
- 5 このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 627

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月から同年10月2日まで
② 昭和27年10月22日から28年10月まで

A事業所には、昭和27年の夏ごろから28年の秋ごろまで事務員として勤務したが、この間の1か月間についてのみ厚生年金保険に加入したことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の事業内容等に係る申立人の具体的な供述から、申立人が同事業所に勤務していたことは推測できる。

しかしながら、申立期間①及び②について、当時、同事業所において被保険者記録のある同僚（複数）は、申立人のことを覚えておらず、勤務実態等に係る証言が得られない上、同事業所は、「当時の事業所はすでに閉鎖しており、資料等も保管しておらず、当時の状況については不明である。」と回答している。

また、申立期間当時の同僚二人は、入社して3か月は試用期間があったと証言している上、当該同僚にはこの試用期間においては厚生年金保険の加入記録が無く、A事業所の事業主は、採用後一定の期間が経過した後に従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 630

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 52 年 4 月 1 日から A 事業所に勤務し、55 年 3 月末で退職したと思うが、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が 55 年 3 月 20 日となっている。退職した翌日から B 事業所に勤めたと思う（B 事業所では、昭和 55 年 4 月 1 日からの加入記録が有る。）ので、同年 3 月 20 日に被保険者資格を喪失したとの記録は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 55 年 3 月 20 日であると確認でき、同記録は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、上記通知書から、昭和 55 年 3 月 19 日に申立人が健康保険証を返納したことが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所の事業主は、「月の途中で退職した場合は、その月の保険料を控除していない。」と証言している上、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶もなく、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から31年9月18日まで
② 昭和32年4月4日から34年1月1日まで

昭和29年4月にA事業所B工場に臨時職員として採用され、同工場内の営繕業務に従事するとともに、同工場と同じ敷地内にあったC事業所での営繕業務にも従事し、33年12月に退職した。29年4月から33年末まで勤務したのに、C事業所における31年9月18日から32年4月4日までの厚生年金保険の加入記録しかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年4月にA事業所B工場へ就職し、同工場内の営繕事務に従事するとともに、同工場と同じ敷地内にあったC事業所の営繕業務にも従事し、33年末まで勤務したと主張している。

しかしながら、申立てに係る両事業所の当時の従業員から申立人のA事業所B工場及びC事業所における勤務実態等に係る証言は得られない上、申立てに係る両事業所は、当時の書類を保存しておらず、申立人の当時の勤務実態については不明であると回答しており、申立期間①及び②における申立人の勤務実態は確認できない。

また、申立人が一緒に営繕業務に従事していたとする同僚三人のうち、二人は両事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、両事業所の事業主は、営繕を担当する臨時職員のすべてを厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる上、C事業所における加入記録が確認できる同僚一人は既に死亡している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の加入、保険料控除について記憶がない上、申立期間の厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで
知人の紹介により、昭和 44 年 6 月 1 日に A 事業所に就職し、B の仕事に従事した。同年 5 月に結婚し、45 年*月に長女が生まれたので、申立期間に健康保険に加入していないことは考えられず、長女の出産に係る手当金等を受け取った記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間の一部（昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 5 月 30 日まで）において A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 事業所において申立人と同じ B の仕事をしていた同僚二人は厚生年金保険被保険者資格の取得日よりも 5 か月ないし 6 か月程度前に就職したと証言しており、A 事業所の事業主は、採用と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

また、申立人はその長女の出産に係る手当金等を受け取った記憶があると主張しているが、申立期間当時に申立人の妻が勤務していた C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同妻に対して昭和 45 年 5 月 30 日に分娩費及び育児手当金が支給されていることが確認できる上、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の長女が申立人の健康保険に係る被扶養者となったのは、申立人が A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得した 45 年 10 月 1 日であることが確認できる。

さらに、A 事業所に係る同原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 633

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 31 日から 42 年 4 月 18 日まで
A事業所に昭和 41 年 2 月から 43 年 4 月まで勤務したにもかかわらず、
申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚は、「申立人がA事業所に勤務していたことは覚えているが、勤務していた期間については分からない。」と証言しており、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことを確認できる証言は得られない。

また、申立てに係る事業所は昭和 48 年 8 月に全喪しており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できる資料等は得られない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は昭和 41 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失し、42 年 1 月 23 日に健康保険証を返納していることが確認できる上、再度、42 年 4 月 18 日に新たな健康保険整理番号が付された健康保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。